

大宮家文書の原本調査から

はじめに 大宮家文書は、中世から近世にかけて春日社の常住神殿守を世襲した大宮家が所蔵する文書である。この文書は奈良市が調査を実施してきたが、それに対して歴史研究室も調査協力をおこなった。奈良市による調査成果は、奈良市教育委員会『奈良市歴史資料調査報告書(23)』(2007年)として公表されたが、『報告書』では触れ得なかった調査成果の一端を、ここに紹介したい。

坂上中子等田地処分状案 成卷第4卷5号は後欠の文書として貼り継がれているが、実はその後半部分は、第21卷の裏打紙文書として現存していた(裏11号)。紙継目で糊離れしたものと思われる。それを写真上で復原すると図36のようになる。この結果養和2年(1182)の年紀も判明し、『平安遺文』未収の院政期の売券案文が、欠損なく復原できることになる。関連文書には、第4卷6号・7号・8号・10号(それぞれ『平安遺文』2090号・2307号・2385号・『鎌倉遺文』3552号)があり、みな同筆と思われる。添上郡坂原郷字三間田上切の田地に関する本券文として書写されたのだろう(秋元信英「中世の春日社神殿守をめぐる法と制度」『国学院大学日本文化研究所紀要』29輯、1972年参照)。

成卷第1卷1号・2号系図 第1卷1号・2号は大宮家の系図である。この2通の系図は、現状では貼り継がれて1通の完結した系図としての体裁を整えている(図37・39参照。ただし糊離れして分離した状態である)。しかし、本来は異なる2通の系図であり、今回の調査により、1号後欠部分・2号前欠部分の一部を発見できた。系図全体については奈良市『報告書』に解説・釈文を掲載したので、ここではその接続関係を中心に説明しておく。

1号の大宮家系図は、現状では第2紙が5.3cmのみ残存する状態である。しかしその第2紙欠損部分の断簡が、未整理文書の中に遺存していた(図38)。第2紙には紙背文書に書状が存在するが、その書状も新出断簡と接続して一通の書状となり、高田為政書状であること、よって年代は室町後期頃であることが明確となった。1号系図の年代も、それ以降なのだろう(奈良市『報告書』参照)。

2号の北郷常住神殿守系図は、南北朝に原形が成

立したと思われる古系図だが(巻頭図版2参照)、現状では前欠である。しかし、未整理文書・成卷文書裏打紙より、この系図の前欠部分と思われる断簡計4葉が発見された。その内容は下記の通りである(図40参照)。

- ①未整理文書中の断簡 卷首に外題・内題を記す。
- ②第6卷裏9号断簡 (首)「代々藤井姓也…」
- ③第16卷裏15号断簡 (全文)「清貞—清武—」
- ④第21卷裏9号断簡 (首)「利重…」

これら断簡の接続関係については、次のように想定された。まず①卷首断簡は、右端の糊付け・絵の具痕跡より見て、その右側に、成卷第1卷の表紙が糊付けされていた時期がある。成卷第1卷の表紙は元来は、2号系図の後補表紙だったのだろう。そして①断簡の左奥端裏には糊付け痕があり、紙の断片(上部には黒変した紙、下部には白色の紙)が附着している。どうも、卷首断簡の左側に1号系図を貼付して、成卷第1卷の卷首として利用しようとした時期があるようと思われる。

また③「清貞—清武」断簡と④「利重」断簡は、左右に並んで切断面が綺麗に接続し、「利重」に至る縦の朱線も、両者にまたがって接続する。そして、「利重」から後方へ延びる朱線は、2号冒頭の「吉守」に至る朱線に接続する位置に来るが、2号との間には少々の欠損がある。一方、③の「清貞」以前には朱線が存在せず、「清貞」が文首だった可能性がある。なお、2号右端には紙継目の糊代があるが、どの時期の継目かは明確でない。

それ以外は相互に接続しないが、虫喰痕跡は合致する。

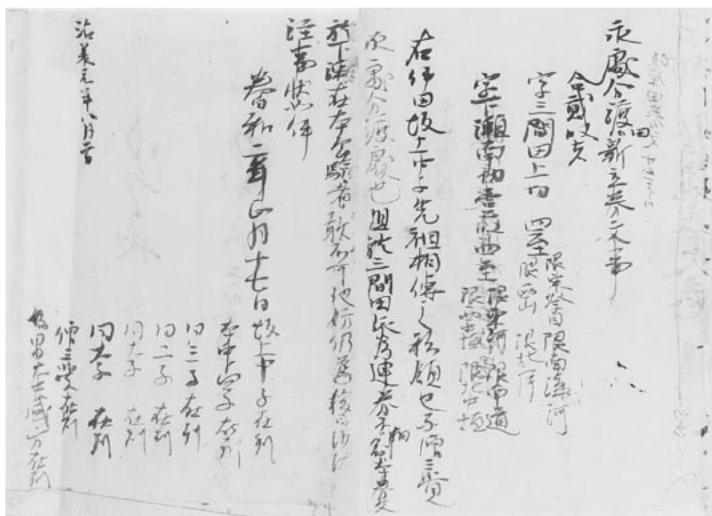
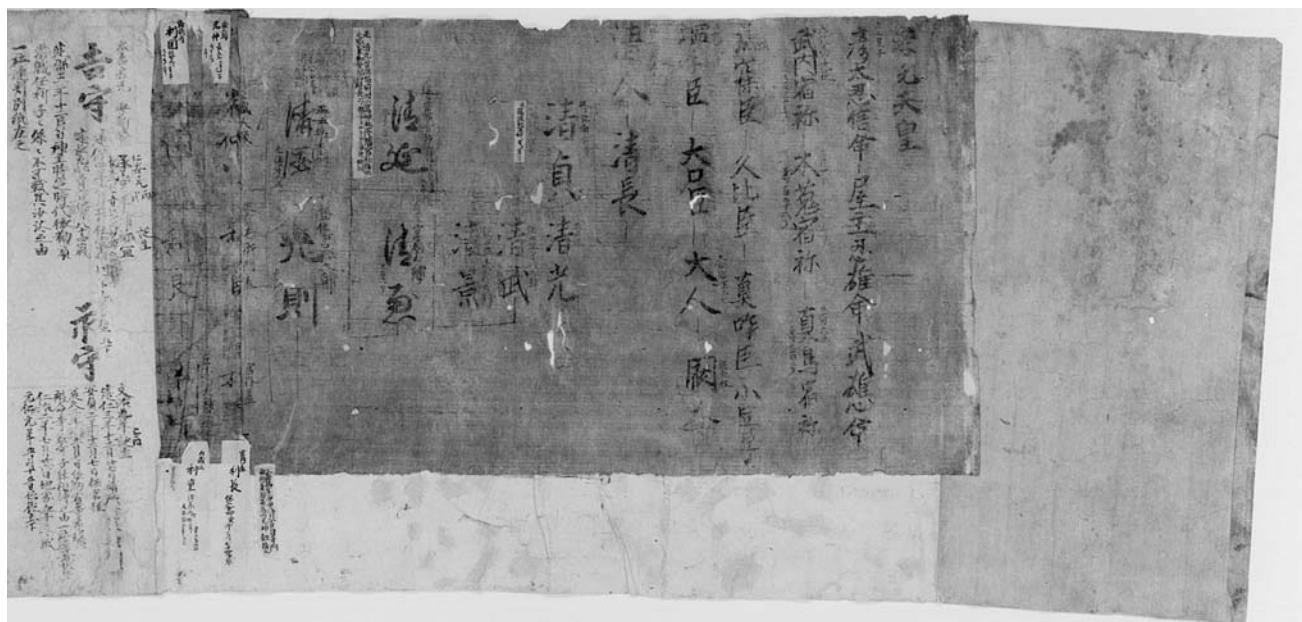


図36 坂上中子等田地処分状案 1:4 (釈文は右頁参照)



(2号右端)

(1号)

(表紙)

図37 成卷第1巻巻首 1:4 以下同様 (オモテ)

オモテ
系図

(新出断簡) (1号)

図38 1号系図復原図

ウラ
高田為政書状

また虫喰痕跡からは、②断簡の「代々藤井姓也…」という記載は裏書であることが判明する（②の紙背に文字は無い）。そこで図40には、②の裏書き写真を掲げておいた。

そして虫喰痕跡の一一周の長さは、①断簡で8.4cm、2号冒頭で8.1cm程度である。そこでその間に断簡を配列すると、虫喰痕跡2周分の中に、図40のように復原される。①断簡右端から2号右端までは28cm程度である。

以上の想定によれば、2号系図の巻首は一応、文首からほぼ料紙が連続した状態で復原できることになる。そして実は、大宮家文書已函の近世の系譜写の中には、清貞から始まり、「清貞 清武 光則 利貞 利国 利重 吉守」と続く系譜を記したもののが存在している（奈良市『報告書』の解説参照）。上記復原の傍証となるだろう。

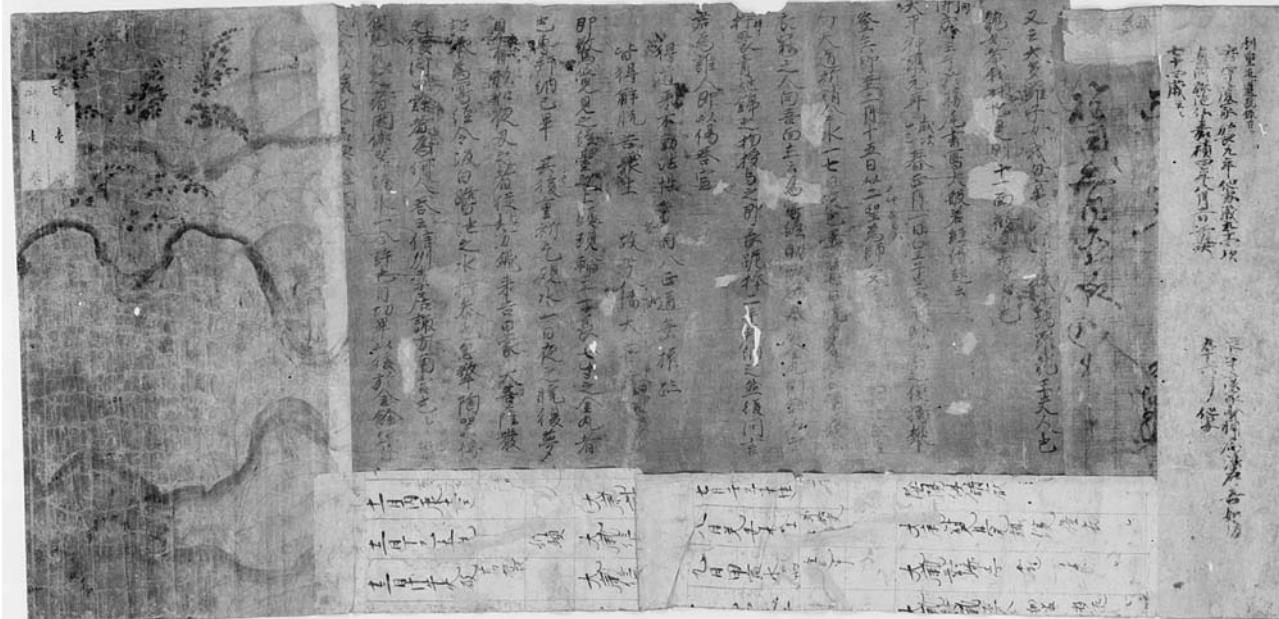
甲函26号典籍と紙背具注暦 また現在、1号系図の下には2葉の紙が貼付され、2号系図と縦寸法を揃えている（図37・39。1巻裏1号）。この2葉の紙は、左右に連続する

具注暦の断簡である。さらには、以下の事実が確認できた。この断簡左側の下部欠損部分には成卷第16巻裏14号が連続し、またこの断簡の前後には、甲函26号の2通の典籍紙背にある具注暦が連続する（図41）。その結果、これは正和4年（1315）の具注暦で、全体では8月23日から12月30日、1巻裏1号断簡は11月7日から13日の分であることが判明した。甲函26号の2通とは、具注暦の紙背に典籍を書写したもので、典籍の書写時期も具注暦と同様、鎌倉後期と判断される。そして典籍の後補表紙には2通それぞれに、次のような外題が記されている。

(1) 「表暦裏書曰天地院縁起」（雲紙題簽）

(2) 「興福寺元興寺東大寺八幡宮等記」（素紙題簽）

以上から次のことが読みとれる。(1)(2)は元来、具注暦の裏に(1)(2)の順に書写された1通の典籍だった。しかし、これらは内容も異なり中間に余白もあったために、2通に改装し、余白を除去した。その除去した紙を、修



(表紙)

(下ハ裏1号) (上ハ1号ウラ)

図39 成卷第1巻巻首(ウラ)

(2号ウラ)



(2号右端) (4) (3) (2)ウラ焼

図40 2号系図復原図

補紙等に転用したのである。

(1)の本文は、『東大寺要録』卷4諸院章、天地院と同文で、東大寺本『東大寺要録』の文字を一部校訂することが可能である。また、(2)は釈文を掲出しておく。興福寺堂舎の縁起等を記し、執筆時点を嘉禎4年(1238)・延応元年(1239)とする記述がある。その鎌倉後期の古写本として貴重である。「厚巖院円堂」が保安4年(1123)に上棟したなど、興味深い記述を含む(卷頭図版2参照)。

なお興福寺堂舎に関しては、『奈良六大寺大觀』7、興福寺1(岩波書店、1969年)の解説12頁には「氷室神社蔵興福寺堂舎図」の写真が掲載されている。これは成卷第6卷13号、垂水牧に関する建治2年(1276)2月2日沙弥某等連署譲状の紙背文書であり、それ以前の成立と考えられる。鎌倉再建の興福寺堂舎を示す貴重な絵図である。



図41 具注暦復原図

小結 系図断簡の③・具注暦断簡の第16巻裏14号は共に現在、寛政5年(1793)の刊記をもつ刷り物(成卷第16巻裏13号)の上に貼付されている。また具注暦紙背典籍の甲函26号には、2通とも後補表紙・題簽が付いているが、それらは成卷文書の第2巻~17巻と同一の体裁である。寛政5年以降の時期に、系図・具注暦、さらに成卷文書も含めて整理が為されたことが分かる。その際に断簡までも保存しておいた点には、文書保存に対する大宮家の熱意が読みとれる。今後も大宮家文書の保存を図ると共に、内容の検討を進める必要があるだろう。

(吉川聰・桑原文子/奈良市立史料保存館)

謝辞 本稿の内容は、多くの機関に所属する調査担当者による、共同作業の成果である。調査関係者の方々、そして何より、調査にご理解を頂いた所蔵者の大宮守氏に、深く感謝致します。